

## 政令第三百十六号

### 地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の八第一項中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第三十五条の十七第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

第三十五条の十九第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

第三十五条の二十一第一項の表中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項の表中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

附則第六条の十一第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第七条及び第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

(地方税法等改正法附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるもの)

第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(以下「地方税法等改正法」という。) 附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十七号) 附則第五条第六項(同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)及び同令附則第五条第七項の規定の適用を受ける課税仕入れ(

消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。)とする。

(地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置)

第三条 平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。)の支払についての同令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年三月
	(当該各徴収取扱費算定期間内	(同月
	十七分の十	十二分の十
	徴収取扱費基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額
金額		金額と同年四月及び五月に法第七十二条の

第三十五条	
法第七十二条の百四	
平成二十六年十二月から平成二十七年二月	<p>百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額との合計額</p>

までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>同年四月及び五月</p>	<p>る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四</p>

	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間の次の</p>	<p>同年四月及び五月</p> <p>同年六月から八月までの</p>
<p>第三十五条 の十八</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額</p>
<p>附則第六条 の十一第一 項</p>	<p>、当該各徴収取扱費算定期間内 (当該各徴収取扱費算定期間内 十七分の十</p>	<p>、平成二十七年三月 (同月 十二分の十</p>
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>金額と同年四月及び五月に法附則第九条の 六第三項の規定により当該道府県に払い込 むべき譲渡割として納付された額の総額(同 年四月及び五月に法附則第九条の七の規</p>
<p>金額</p>		

<p>項 の十一第二 附則第六條</p>	
<p>法附則第九條の七</p>	
<p>平成二十六年十二月から平成二十七年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等</p>	<p>定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条において「平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・四五を乗じて得た金額との合計額</p>

---

---

に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込む

---

<p>の十二 附則第六條</p>			
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次の</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基</p>	<p>同年六月から八月までの</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月        べき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九條の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九條の七</p>

基礎額

2 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。以下この項及び第四項において「二十六年改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七、同令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される同令附則第六条の十一及び同令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二十六年改	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年三月
正令附則第	（当該各徴収取扱費算定期間内	（同月
四条第一項	十七分の十	十二分の十
後段の規定	徴収取扱費基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額
により読み	金額	金額と同年四月及び五月に法第七十二条の

---

替えて適用

される地方

税法施行令

第三十五条

の十七第一

項

---

---

百三第三項及び地方税法等改正法附則第二  
条の規定によりなお従前の例によることと  
された旧地方税法第七十二条の百三第三項  
の規定により当該道府県に払い込むべき貨  
物割として納付された額の総額（同年四月  
及び五月に法第七十二条の百四及び地方税  
法等改正法附則第二条の規定によりなお従  
前の例によることとされた旧地方税法第七  
十二条の百四の規定により貨物割に係る還  
付金等が還付された場合にあつては当該還  
付金等に相当する額を控除し、法七十二  
条の百五第二項及び地方税法等改正法附則  
第二条の規定によりなお従前の例によるこ

---

<p>二十六年改 正令附則第 四条第一項 後段の規定 により読み</p>	
<p>法第七十二条の百四及び</p>	
<p>平成二十六年十二月から平成二十七年二月 までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二 条の百四及び地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例によることとさ れた旧地方税法第七十二条の百四の規定に</p>	<p>ととされた旧地方税法第七十二条の百五第 二項の規定により加算されるべき額がある 場合にあつては当該加算されるべき額を加 算した額とする。)の十七分の十に相当す る額(次条において「平成二十七年四月及 び五月の徴収取扱費基礎額」という。)に 百分の〇・五〇を乗じて得た金額との合計 額</p>

---

替えて適用

される地方

税法施行令

第三十五条

の十七第二

項

---

---

より貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合に

---

---

---

つては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月には法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割とし

---

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>て納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四及び</p> <p>同年四月及び五月</p>
	<p>同年四月及び五月</p>

	当該徴収取扱費算定期間の次の	同年六月から八月までの
地方税法施行令第三十条の十八	徴収取扱費基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
二十六年改	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年三月
正令附則第	(当該各徴収取扱費算定期間内	(同月
四条第一項	十七分の十	十二分の十
後段の規定	徴収取扱費基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額
により読み	金額	金額と同年四月及び五月に法附則第九条の
替えて適用		六第三項及び地方税法等改正法附則第二条
される地方		の規定によりなお従前の例によることとさ
税法施行令		れた旧地方税法附則第九条の六第三項の規
附則第六条		定により当該道府県に払い込むべき譲渡割

として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条に

<p>二十六年度改 正令附則第 四條第一項 後段の規定 により読み 替えて適用 される地方 税法施行令 附則第六條 の十一第二</p>	
	<p>法附則第九條の七及び</p>
<p>平成二十六年十二月から平成二十七年二月 までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九 條の七及び地方税法等改正法附則第二條の 規定によりなお従前の例によることとされ た旧地方税法附則第九條の七の規定により 譲渡割に係る還付金等が還付された場合に あつて、当該還付金等に相当する額が当該 徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の六 第三項及び地方税法等改正法附則第二條の 規定によりなお従前の例によることとされ</p>	<p>において「平成二十七年四月及び五月の徴収 取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四 五を乗じて得た金額との合計額</p>

---

た旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた

---

---

---

旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加

---

地方税法施行令附則第六條の十二	徴収取扱費基礎額	当該徴収取扱費算定期間の次の	当該徴収取扱費算定期間内	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	算した額)を超過ときは、当該超過額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九條の七及び
		同年六月から八月までの	同年四月及び五月	同年四月及び五月	
基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額				

3 平成二十七年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての地方税

法施行令第三十五條の十七、第三十五條の十八、附則第六條の十一及び附則第六條の十二の規定の適用に

については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四
<p>平成二十七年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの</p>	

<p>附則第六條 の十一第二 項</p>	
<p>法附則第九條の七</p>	<p>算定期間内 当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費 算定期間内 還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内</p>
<p>平成二十七年四月及び五月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の</p>	<p>徴収取扱費算定期間に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間に法第七十二条の百四 徴収取扱費算定期間内 同年九月</p>

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込

	<p>算定期間内</p> <p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内</p>	<p>総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間に法附則第九条の七</p> <p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>同年九月</p>
--	--	---

みがある場合における平成二十七年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七、同令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される同令附則第六条の十一及び同令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>二十六年改 正令附則第 四条第一項 後段の規定 により読み 替えて適用 される地方 税法施行令</p>	<p>法第七十二条の百四及び</p>	<p>平成二十七年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定</p>
--	--------------------	---

---

第三十五条

の十七第二

項

---

によりなお従前の例によることとされた旧  
地方税法第七十二条の百三第三項の規定に  
より当該道府県に払い込むべき貨物割とし  
て納付された額の総額（同年四月及び五月  
に法第七十二条の百五第二項及び地方税法  
等改正法附則第二条の規定によりなお従前  
の例によることとされた旧地方税法第七十  
二条の百五第二項の規定による加算される  
べき額がある場合にあつては、これを加算  
した額）を超えるときは、当該超える額に  
相当する還付金等が同年六月から八月まで  
の徴収取扱費算定期間内に還付されたもの  
とみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法

---

<p>二十六年度改 正令附則第 四條第一項 後段の規定 により読み 替えて適用 される地方 税法施行令</p>		<p>法附則第九條の七及び</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費 算定期間内</p>	<p>平成二十七年四月及び五月に法附則第九條 の七及び地方税法等改正法附則第二條の規 定によりなお従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九條の七の規定により譲 渡割に係る還付金等が還付された場合であ つて、当該還付金等に相当する額が同年四 月及び五月に法附則第九條の六第三項及び 地方税法等改正法附則第二條の規定により</p>	<p>第七十二條の百四及び 徴収取扱費算定期間内 同年九月</p>
---	--	-------------------	---	--	---

---

附則第六條

の十一第二

項

---

なお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九條の八第二項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の

---

	七及び
還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内	徴収取扱費算定期間内
当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費 算定期間内	同年九月

第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。

この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費

税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条 の十七第一 項</p>	<p>第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条</p>
------------------------------	--------------------	--

	<p>及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）</p> <p>～第七十二条の百三第三項</p>
<p>第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七</p>

	<p>同条第三項</p>	<p>年旧地方税法第七十二条の百四</p>
	<p>法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>	<p>法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることと</p>

		<p>された二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>
<p>第三十五条の十七第二項</p>	<p>第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百四</p>
<p>第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることと</p>	

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>	
<p>附則第九條の六第三項</p>	<p>第七十二條の百五第二項</p>
<p>附則第九條の六第三項、地方税法等改正法 附則第二條の規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法附則第九條の六 第三項及び地方税法等改正法附則第八條の</p>	<p>された二十七年旧地方税法第七十二條の百 三第三項 第七十二條の百五第二項、地方税法等改正 法附則第二條の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法第七十二條の 百五第二項及び地方税法等改正法附則第八 條の規定によりなお従前の例によることと された二十七年旧地方税法第七十二條の百 五第二項</p>

	<p>附則第九条の七</p>	<p>同条</p>
<p>規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の七</p>	<p>法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定により</p>

<p>項 の十一第二 附則第六條</p>	
<p>附則第九條の七</p>	<p>附則第九條の八第二項</p>
<p>附則第九條の七、地方税法等改正法附則第 二條の規定によりなお従前の例によること とされた旧地方税法附則第九條の七及び地 方税法等改正法附則第八條の規定によりな</p>	<p>なお従前の例によることとされた二十七年 旧地方税法附則第九條の七 附則第九條の八第二項、地方税法等改正法 附則第二條の規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法附則第九條の八 第二項及び地方税法等改正法附則第八條の 規定によりなお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法附則第九條の八第二 項</p>

	<p>お従前の例によることとされた二十七年旧 地方税法附則第九条の七</p>
<p>附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の六第三項、地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法附則第九条の六第三 項</p>
<p>附則第九条の八第二項</p>	<p>附則第九条の八第二項、地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法附則第九条の八 第二項及び地方税法等改正法附則第八条の</p>

		<p>規定によりなお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法附則第九条の八第二 項</p>
--	--	--

2 平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令  
第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については  
、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす  
る。

<p>第三十五条 の十七第一 項</p>	<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>、平成二十七年九月に社会保障の安定財源 の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方交付税法の一部を 改正する法律（平成二十四年法律第六十九 号）第二条の規定による改正前の地方税法 （以下この条及び附則第六条の十一におい</p>
------------------------------	-----------------------	--

---

---

て「二十七年旧地方税法」という。）第七  
十二条の百三第三項の規定により当該道府  
県に払い込むべき貨物割として納付された  
額の総額（同月に二十七年旧地方税法第七  
十二条の百四の規定により貨物割に係る還  
付金等（同条第三項に規定する還付金等を  
いう。以下この条において「旧法還付金等  
」という。）が還付された場合にあつては  
当該旧法還付金等に相当する額を控除し、  
二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二  
項の規定により加算されるべき額がある場  
合にあつては当該加算されるべき額を加算  
した額とする。）と同年十月及び十一月

---

	<p>当該各徴収取扱費算定期間内の二十二分の十</p>	<p>同年十月及び十一月との合計額の十七分の十</p>
<p>第三十五条の十七第二項</p>	<p>法第七十二条の百四</p>	<p>平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間に二十七年旧地方税法第七十条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間に二十七年旧地方税法第七十条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間に二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合に</p>

	<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>あつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法第七十二条の百四</p>	<p>旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項の</p>

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>	
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>額) 還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の 徴収取扱費算定期間内に</p>
<p>、平成二十七年九月に二十七年旧地方税法 附則第九條の六第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき譲渡割として納付され た額の総額（同月に二十七年旧地方税法附 則第九條の七の規定により譲渡割に係る還</p>	<p>規定により加算されるべき額がある場合に あつては、これを加算した額）と同年十月 及び十一月 同年十月及び十一月 額）との合計額 旧法還付金等及び還付金等が同年十二月か ら平成二十八年二月までの徴収取扱費算定 期間内に還付金等として</p>

<p>項 の十一第二 附則第六條</p>			
<p>法附則第九條の七</p>	<p>の二十二分の十</p>	<p>当該各徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>九條の七の規定により譲渡割に係る旧法還</p>	<p>との合計額の十七分の十</p>	<p>同年十月及び十一月</p>	<p>付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十七年旧地方税法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と同年十月及び十一月</p>

---

---

付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に二十七年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付さ

---

<p>額)</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>額)との合計額</p>	<p>同年十月及び十一月</p>	<p>第九条の七          旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)と同年十月及び十一月</p>	

<p>還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として</p>
---------------------------------------	--

3

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替え</p>	<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p> <p>、平成二十七年九月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を</p>
------------------------	--

---

て適用され

る新令第三

十五条の十

七第一項

---

---

改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として

---

---

---

納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（地方税法等改正法附則第一条第三号に定める日（以下この項及び附則第六条の十一第一項において「一部施行日」という。）前に還付された二十七年旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下こ

---

<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二</p>	
<p>地方税法等改正法</p>	<p>の条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と同年十月及び十一月</p>

<p>十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	
<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>旧地方税法</p>
<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）</p>	<p>二十七年旧地方税法</p>
<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>（同年十月及び十一月</p>
<p>（法第七十二条の百四第三項</p>	<p>（一部施行日以後に還付された法第七十二条の百四第三項</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項</p>	<p>の二十二分の十</p> <p>法第七十二条の百四、</p>	<p>との合計額の十七分の十</p> <p>平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定によ</p>
---	----------------------------------	--

---

---

り当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた

---

	<p>旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法第七十二条の百四、</p>
<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法</p>

<p>第一項後段の規定により読み替え</p>				
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に</p>	<p>額)</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>、平成二十七年九月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例に</p>	<p>期間内に還付金等として</p> <p>ら平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として</p>	<p>額)との合計額</p>	<p>同年十月及び十一月</p>	<p>等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)と同年十月及び十一月</p>

---

て適用され

る新令附則

第六条の十

一第一項

---

---

よることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（一部施行日前に還付された二十七年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」

---

<p>の二十二分の十</p>	<p>(法附則第九条の七</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>との合計額の十七分の十</p>	<p>条の七</p> <p>(一部施行日以後に還付された法附則第九</p>	<p>(同年十月及び十一月</p>	<p>という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)</p> <p>と同年十月及び十一月</p>

第一項後段  
の規定によ  
り読み替え  
て適用され  
る新令附則  
第六条の十  
一第二項

法附則第九条の七、

平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付され

---

---

た額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法

	<p>還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法附則第九条の七、</p>
<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の</p>

		八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額） と同年十月及び十一月
当該徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月	同年十月及び十一月
額）	額）との合計額	額）との合計額
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として	

4 平成二十七年十二月から平成二十八年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。

(地方消費税の清算及び交付に関する経過措置)

第五条 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適	法附則第九条の十五	法附則第九条の十五及び社会保障の安定財 源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行 うための地方税法及び地方交付税法の一部 を改正する法律(平成二十四年法律第六十
----------------------------------	-----------	--

<p>用される第 三十五条の 十九第一項</p>	
<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>九号。以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「地方税法等改正法」という。）附則第十二条後段</p> <p>法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改</p>

同項後段	及び法附則第九条の六第三項前段	
法附則第九条の六第三項後段、地方税法等	則第九条の六第三項前段	<p>正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p> <p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>

	及び法附則第九条の十四第一項
<p>改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>	<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法</p>

<p>附則第六條 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五條の 十九第二項</p>	
<p>法第七十二條の百三第三項</p>	
<p>百三第三項</p>	<p>附則第二條の規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法附則第九條の十 四第一項及び地方税法等改正法附則第八條 の規定によりなお従前の例によることとさ れた二十七年旧地方税法附則第九條の十四 第一項</p> <p>法第七十二條の百三第三項、地方税法等改 正法附則第二條の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税法第七十二條 の百三第三項及び地方税法等改正法附則第 八條の規定によりなお従前の例によること とされた二十七年旧地方税法第七十二條の 百三第三項</p>

<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>
<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九</p>

<p>附則第六條の十四の規定により読</p>	<p>附則第六條の十四の規定により読み替えて適用される第三十五條の二十一第一項の表以外の部分</p>	<p>法第七十二條の百三第三項</p>	<p>法附則第九條の十五</p>
<p>法第七十二條の百三第三項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條</p>	<p>條の六第三項後段 法附則第九條の十五及び地方税法等改正法附則第十二條後段</p>		

<p>み替えて適用される第三十五条の二十一第一</p>		<p>の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項</p>
<p>項の表</p>	<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>
<p>同項後段</p>		<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の</p>

	及び法附則第九条の十四第一項
<p>例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>	<p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によ</p>

	<p>附則第六條の十四の規定により読み替えて適用される第三十五條の第二十一第二項の表</p>
	<p>法第七十二條の百三第三項及び法附則第九條の六第三項前段</p>
<p>ることとされた旧地方税法附則第九條の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九條の十四第一項</p>	<p>法第七十二條の百三第三項、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二條の百三第三項</p> <p>並びに法附則第九條の六第三項前段、地方</p>

<p style="text-align: center;">同項後段</p>	
<p>条の六第三項後段</p>	<p>税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九條の六第三項前段</p> <p>税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九條の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九條の六第三項後段</p>

第六条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十一分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の

十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第七条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。

（予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十七年度以後の年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条に規定する剰余金について適用し、平成二十六年以前年度の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第九条 次に掲げる政令の規定中「百分の一・七」を「百分の二・二」に改める。

一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百八十二条の二第六項

二 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第三百三十九条の四第六項

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十七年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十七年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人

税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十七年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十七年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

## 理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、地方消費税の徴収取扱費、清算及び交付について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。